沖縄高専人第３７号
令和８年１１月１１日

各　関　係　機　関　の　長　　殿

沖縄工業高等専門学校長
鈴　木　康　司
（公印省略）

教員の公募について（依頼）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
　さて、このたび本校では下記のとおり教員公募を行うことになりました。
　つきましては、貴機関関係者へご周知くださいますとともに、適任者のご推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．職名及び人員	助教　　１名
２．所属学科	機械システム工学科
３．専門分野	熱工学に関する分野
４．主な担当科目	熱工学Ⅰ及びⅡ、熱流体系科目（専攻科科目含む）、製図系科目、機械システム工学実験ⅠまたはⅡ（熱や流体系の内容）、卒業研究、特別研究
５．採用予定日	令和９年７月１日以降の早い時期
６．任期	なし
７．応募資格	高等専門学校設置基準の教員の資格に拠るほか、次の各号を全て満たす方 (1) 博士の学位を有する方、または着任までに博士の学位を取得見込みの方 (2) 本校の組織運営に積極的かつ協調的に参画できる方 (3) 高等専門学校での教育（学級担任や寮生活指導、課外活動指導等の学生指導を含む）、研究、地域貢献（公開講座、出前授業等）、国際交流、産官学連携活動に情熱を持って取り組める方 (4) 日本語を母語としない場合には、本校での業務遂行に支障のない日本語運用力を有する方 (5) 特定性犯罪の前科がない方

※　沖縄工業高等専門学校はダイバーシティ推進の観点から、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。

※　他教育機関での教育経験または民間企業での実務経験がある方を歓迎します。

※　本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。）

８．提出書類

(1) 履歴書（様式１）※
(2) 教育研究業績一覧（様式２）※
(3) 主要論文・特許等（３件以内）の別刷（コピー可）
(4) 推薦書（応募者を評価できる方の推薦書、自薦の際は省略可）
(5) 高等専門学校における教育、研究及び学生指導に対する抱負（2,000 字以内）
(6) 誓約書（こども性暴力防止法関連）（様式３）※
(7) 問い合わせ可能な方の連絡先２件

※様式１～３は、沖縄工業高等専門学校ホームページ（https://www.okinawa-ct.ac.jp/about/1673311023/）からダウンロードすることが出来ます。

９．応募締切

令和９年２月２２日（月）午後５時必着
※応募期間内であっても審査等を行い、適任者が決まり次第、募集を締め切る場合があります。

１０．選考方法

第一次選考：書類審査
第二次選考：面接、模擬授業　（宿泊交通費等は自己負担）
※第二次選考は、第一次選考合格者を対象に令和９年３月下旬以降に実施予定です。
※模擬授業のテーマについては対象者に個別連絡します。

１１．応募書類提出先

〒905-2192　沖縄県名護市字辺野古 905 番地
沖縄工業高等専門学校総務課人事係

※封筒に「機械システム工学科教員応募書類在中」と朱記し、書留にて郵送のこと。なお、応募書類は原則として返却いたしません。返却を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

１２．問い合せ先　　機械システム工学科長　　武村　史朗
TEL　：0980-55-4137
takemura@okinawa-ct.ac.jp

１３．本校URL　　https://www.okinawa-ct.ac.jp/

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

（参考資料）

沖縄高専の教員が携わる授業以外の職務概要

平成１６年４月より、全国５５の国立高等専門学校は、法人化されて、独立行政法人国立高等専門学校機構として再編され、沖縄工業高等専門学校もその一組織となりました。本校には、本科（５年）と専攻科（２年）があります。現在、わが国の高等教育機関には大きな変革の波が押し寄せており、本校も改革に全校あげて取り組んでいます。また、高専はその教育目標や学生の年齢層（本科：１５～２０歳、専攻科：２０～２２歳）の幅広さなどから、大学や高等学校とは本質的に異なる点があります。すなわち、高専の教員は、教育、研究、学校運営、学生の生活指導などすべてをこなさなければなりません。以下では、沖縄高専の教員の授業（実験実習等を含む）以外の職務についての認識を深めていただくために、主な職務の概要を記します。

（１）担任

担任は、一学級４０人程度の学生への勉学や生活指導など、学生生活全般にわたるきめ細かな指導を行います。例えば、毎日、朝のショートホームルームや教室清掃の指導を行い、体育祭や高専祭、校外合宿など各種行事での学生指導、学生の個人面談や保護者との懇談なども行います。

（２）学校運営のための各種委員会

教務委員会、学生委員会、学生寮委員会をはじめ、各種の委員会があり、教員は委員として学校運営に参加します。担任との兼務あるいは複数の委員会に所属することもあります。すべての教員は何らかの委員会に所属し、委員会の業務を分担して行います。例えば、寮務委員は寮内の巡回、寮生の日常生活の指導、寮での各種行事・寮生会所属の学生の委員会活動の指導などの職務があります。

（３）研究・地域貢献

高専の教員には、最先端の教育を行うために研究に対する意欲的な姿勢と研究成果を教育や地域社会への貢献につなげることが期待されています。

また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による業績審査を５年に１度受けることになっています。

（４）クラブ顧問

ほぼすべての教員が、クラブ顧問としての日常的な課外活動指導をはじめ、各種コンテストまたは高専体育大会（地区大会・全国大会）の運営や高体連などの各種大会および練習試合の引率、合宿時の指導などを行っています。